

⑦ 世代を越えて継承していく「同和」教育を 基軸とした人権教育の実践を進める。

人権教育や人権が大事にされる学校づくりを進めていく上においては、昨今大きな課題となっている世代交代の課題ともあわせ、教職員の共通理解を図っていく取り組みが重要です。そうした共通理解の内容に「被差別当事者との出会い」「課題解決に取り組む人との出会い」から学ぶ、「差別の現実から深く学ぶ」という視点が大切にされなければなりません。

II 部落問題学習

1 部落問題学習とは

「同和」教育は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくしていく意欲や実践力を育てていく教育であり、その教育内容は、部落問題学習として位置づけられてきました。部落問題学習で最も大事なことは、差別を「他人事として」捉えるのではなく、「自分の問題として」捉えることです。そのため、自分をみつめ自らの生き方を問う学習が欠かせません。部落の現実によく学び、部落の子どもや親と出会うことで、自分の中にある弱さや差別意識と向き合い、立ち位置を問いつけることは、教師自身の家族との出会い直しへとつながっていきます。そして教師自身が自分の労働や生き方、家族への思いや願い、自らの命の尊さに気づき、目の前の子どもたちへと重ねていくことが、極めて重要だと言えます。昨年、小学3年生担任の若手教師の実践に出会いました。「授業をする前に、教材を持ってムラの親

ません。

厳しい状況にくらす子どもたちの生活に大きな影響をあたえる社会状況を読み解くことや、解決に向けての方向性を見いだしていくこと、さらには家庭や地域社会、校種間も含めた関係機関や団体と連携しながら、学校の組織力を高め、「同和」教育を基軸とした人権教育の取り組みをすすめる、人権が大事にされる学校づくりを進めていきましょう。

さんの家へ行き、話をしました。その教材を読んだお母さんは、『部落の問題についてこの教材だけで勉強してもらうのは怖い。学校で何もなくても、家に帰って『あそこもんはね』って家の人から言われる子がいるかもしれない。そしたらうちの子が差別を受けることになる。それはここにまだ差別があるからです。』と言って、今までの自分の被差別体験や今現在周りにおける差別意識について涙ながらに話してくれました。その話を聞きながら、『立ち向かう』ということばが浮かんだんです。『立ち向かう』って、このお母さんがすることじゃない。立ち向かうのは私だ、と思いました。そのことをお母さんに話しました。「その後、この教師は、「家族を差別してしまった自分、だけどそんな私を心から大切にしてくれた家族」のことを紙芝居にしました。再び家庭訪問をして「これで授業します。」と伝えると、「先生、ありがとう。お願いします。」とお母さんが言われたそうです。この授業の中で子どもたちは、先生に返し、自分となかまのことを見つめ直し

た綴りをしていったそうです。

家族の命を支えるため全国各地で日雇い労働をされ、その行き先々で部落差別の現実に出会われた一人のお父さんがいます。そのお父さんはその後、生まれ育った地元に戻り40年以上にわたり解放運動を続けてこられました。そのお父さんは「解放運動を続けてこられて、一番うれしかったことは何ですか。」という解放子ども会に通う子どもたちの問いに、「それは自分の家族や生まれたところ、自分の生い立ちを語れるようになったこと、それに、みんなが元気に学習会に通ってきってくれることだよ。」と答えられました。その場に出会った教師は、子どもたちとともに部落の親に聞き取り、自分たちのくらしと重ねた学習に取り組んでいきました。解放子ども会の子どもたちが、その出会いと学習に励まされ、地域や学校で自分の思いや願いを語っていきましました。そんな子どもたちの姿が、部落問題学習の中核を担ってきました。その営みは、今も各地域や学校で受け継がれ、県同教発足以来、県人教が大切にしてきた教育内容です。

部落問題学習が何より担わなければならない課題は、差別や抑圧によって固く閉ざされている子どもたちの心や身体を解き放つことです。すべての子どもたちが、差別を自分の抱える生活の現実やおかれたい立場と結びつけること、差別に対する怒りや解放への願いを持ち、なかまとともに自らの課題を克服していくような学習の深まりが求められています。

さらに、「自分たちと同じ思いはさせたくない」という部落の親たちの願いや思いを、差別をなくすことができるなかまづくりとして構築していく必要があります。今日、教職員の部落問題認識の低下が危惧されています。教職員自身が、日々深化している部落史研究を含んだ学びを深め、自らの有り様を

検証し、部落問題を「自分の問題として」認識を深める取り組みが必要です。

2 部落問題学習をめぐる情勢

2010年、「部落があるから、部落差別がある。」「だから、部落差別をなくすには、部落をなくせばよい。」「差別する者が一人もない町よりも、差別される者が一人もない町をつくれ。」と、議会の一般質問で町議が繰り返した差別発言に象徴されるように、差別は「差別される側」の問題であるという誤った認識が今も根強くあります。

教科書もほとんど「差別される側」を主体(主語)にして記述されてきました。そのため、当然述語は受身(〜される)表現になります。その結果、部落は「差別される」存在だということを、くり返しくり返し教え込むことになっていました。さらに、インターネット上の掲示板や、SNS(ソーシャルネットワーク)キングサービス)等の差別と偏見を煽る情報で、子どもたちだけではなく、教職員も間違った認識を深めているのではないかと思われる、極めて危機的状況にあると言わざるを得ません。

いうまでもなく、差別の問題は、どこまでいっても、「差別する側」の問題です。「障害」者がいるから「障害」者差別があるのではありません。ハンセン病問題や水俣病問題等についても同じことが言えます。差別する者がいるから、そこに差別があるのです。

これまでの教育や啓発は「部落がなぜ差別されるのか」と、部落が差別される理由をひたすら子どもたちに教え続けてきたのではないのでしょうか。「人のいやがる仕事をしていだから差別された」とか「部

落は貧しいから差別を受けた」とか、差別の理由を差別される側に求め、「かわいそう」とか「差別はいけない」、「私は差別をしない」、「部落に生まれなくてよかった」などと、差別を「他人事として」とらえてしまう子どもを育ててしまっていたのではないのでしょうか。だからこそ、「なぜ差別されるのか」ではなく、「人は、なぜ差別するのか」「差別は誰の問題か」という視点から部落問題学習を組み立て直す必要があります。

3 部落問題学習をめぐる現状

(1) 部落史学習の現状と課題

「先生が小学生四年以上を集め、江戸時代の身分制度のことを話しました。『士・農・工・商、これが江戸時代の身分制度だ。そしてこの下に、えた、ひにとんという位があった。』と話され、次に『お前たちはこのえた・ひにんの子孫だ。』とこのようなことを話されたと思う。それから学習会のことを聞かれるのがいやになった。そして自分の出身地をいうのが悪いことのように思えてきた。」

これは今から30余年前の高校一年生の作文の一節です。誤った部落史の前に心や体を固く閉ざしている部落の子どもの姿が綴られています。

近年、部落史研究は飛躍的に進み、これまで通説であった近世政治起源説は破綻し、教科書の記述も大きく変わりました。一番変わったのは江戸時代の身分制度についての記述です。私たちが教えられ、子どもたちに教えてきた「士・農・工・商・えた・ひにん」という「ピラミッド型」の身分制度はなかったのです。「士」「農」「工」「商」は、身分を表すものではなく、職業名でした。ですから、「最底辺」

といったとらえ方は、根本的に間違っています。部落は「一番下」でも「最底辺」でもなかったのです。ちなみに、熊本県の中学生たちが使用しているK社の「2020年度版」と「1990年度版」の社会科の教科書を比較してみます。

〔1〕改訂 中学社会 歴史 1990年度版

〈きびしい身分差別〉

士農工商の下には、えた、ひにんなどのいちだんと低い身分がおかれ、農民や町民との間に、居住地や結婚、服装、交際していたるまで、きびしく差別され、職業も制限されて、いやしい身分とみなされた。えたは少しの土地を耕し、農民のように年貢を納める者や小作料を支払う者もいたが、おもに死んだ牛馬の処理、皮革の加工やいろいろな細工ごとを行い、一生その身分からぬけだせなかった。また、えたやひにんは、刑の執行や、幕府や藩の役人の手先とされて犯罪のとりしまりにも使われた。

〔2〕中学社会 歴史 未来をひらく 2020年度版

〈身分による差別〉

百姓・町人とは別に、えた・ひにんなどの身分とされた人々がいました。これらの人々は、幕府や藩の役人のもとで、犯罪者のとりしまりや処刑などの役目を担ったり、芸能にたずさわったりしました。えたの身分のなかには、農業を営んで年貢を納める者も多く、死んだ牛馬を処理する権利を持ち、その皮革を加工する仕事や履き物づくりなどの仕事に従事する者もいました。

これらの人々は、社会や文化を支える役割を果たしていましたが、暮らしのうえではさまざまな差別

を受けました。住む場所や服装、ほかの身分の人々との交際などを制限され、こうした差別は、幕府や藩の支配に都合よく利用されました。

記述が大きく変化しています。

しかし、教科書には未だ「えた」という言葉が残っています。「えた」は蔑称です。差別する人が差別するために使った差別語です。どうして差別語が教科書に掲載されているのでしょうか。このままでは差別を教えることになりません。

今、「土・農・工・商」という言葉は、小・中学校の教科書からほぼ完全に消えています。それにならって高校の教科書からも消えています。教科書に部落問題について記述されるようになって50年が経過しました。しかしその50年の中で、実に30年以上にわたって、教科書には一貫して、「土・農・工・商」という「ピラミッド型」の図式で記述されてきました。そのため、県北地域で行われた教職員アンケートで、30代～50代の90%以上、「ピラミッド型」の記述がない教科書を使用していた20代の3分の2が「ピラミッド型」で教えられていました。さらに「ピラミッド型」の図式を使って授業をしたことがありませんかの問いに20代5%、30代15%、40代38%、50代68%の教師があると回答しています。これまでその誤った見方や認識を問い直し、とらえ直す場や機会もほとんどなかったのではないのでしょうか。

差別と貧困の部落史学習から被差別民衆の果たしてきた労働と生産、くらしと文化の創造の部落史学習へと視座の転換が提起されて40年以上が経ちました。その提起を受け、一部の学校現場や地域の解放子ども会活動では、差別に粘り強く抵抗してきた歴史や、我が国の労働や生産、伝統、文化、経済の発展に大きく貢献してきた事実を学ぶ実践を模索して

きました。さらに、「差別への怒りをもつ」ということはもちろんのこと、差別を見抜き、差別を許さず、差別と闘おうとする人間の生き方のすばらしさにふれさせ、人々のいのちとくらしを支え、すべての人が幸せにくらしを創る社会をつくりあげていく展望を持たせる実践も模索してきました。しかしながら、被差別民衆が果たしてきた役割や、すべての人が幸せにくらし運動が広がってきた事実が、まだ子どもたちに十分定着しきれていない現状は、教職員の学びの不足さが原因であると言わざるを得ません。「土・農・工・商」の「ピラミッド型」に象徴されるような部落問題認識は、教職員のなかにも行き渡っています。そこからどう脱却していくか、そのための部落史学習の内容を見直し、どう創造していくのか、部落問題学習が直面している最も深刻で緊急な課題といえます。

(2) 教職員の部落問題認識の現状と課題

2000年に熊本県が県職員・教職員を対象に実施した部落問題認識調査に「仮に、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区と呼ばれる地域の人であるとうかつた場合、あなたならどうしますか」という問いに「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」「絶対に認めない」で1・8%。「親として反対するが、子どもの意思が強ければしかならない」を含めると10・6%の教職員が部落差別を容認する回答でした。部落差別を解消し、人権確立を実現していく上で、教職員が教育という重い責務を担う立場にあることを考えるとき、これは大きな問題です。

この結果を受けた後の20年あまりの間、子どもたちに確かな部落問題認識を育てるために、どれだけの教職員が危機感を持ち、自分自身や教職員集団の

部落問題認識を深め広める学びを積み重ねてきたのでしょうか。

2014年、熊本県教育委員会が実施した「人権教育の推進に関する教職員アンケート調査」では、主に、「同和对策審議会答申」と「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」の認知に関する調査でした。同対審答申「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」という基本的認識を示していることについては、93・3%という高い数値が出ていますが、若い世代の教職員になると、80%台に落ち込んでいます。条例にいたっては、主な内容を知っている人が50%台にとどまっていますが、世代によっても大きな差があります。こうした状況の中、部落問題が次第に学校の中で語られなくなっていることがとても気になると思います。校区に被差別部落を有しない学校はあっても、部落問題が存在しない学校はありません。部落差別は、被差別部落の中にあるのではなく、その周りに存在しているのです。

教職員の不十分な部落問題認識は、子どもたちに部落に対する負のイメージをもたらします。どんなに教科書の記述が変わっても、教職員の部落問題認識が変わらなければ、問題は解決しないし、差別が再生産され、拡散していくことにつながります。教職員の部落問題認識を高める研修の充実が求められます。

(3) 部落差別のない社会を実現するために

2016年12月16日「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。その中で法律を制定する理由を次のように説明しています。

理 由 ▼

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と明記してあるように、現在、子どもたちはインターネットやSNSを通して、無防備に部落差別の犠牲になる環境にあります。ネット上では悪意を持った差別投稿に対する無自覚・無責任な同調により、さらに差別が拡散されています。間違った情報に気づき反論・批判する力や、差別的なネット情報を指摘し削除につながるような具体的な行動につながる学習も必要になっています。

4 子どもたちの確かな部落問題認識を育むために

(1) くらしや地域とつながる学習内容をつくる

差別をなくす学習は、自分たちのくらしをていねいにとらえる取り組みの中からうまれます。生活や労働にかかわる差別の歴史と現実、解放への願いや闘いなどがきちんと学習されなければなりません。そこには、教師と子ども、あるいは学校の教職員と親たち、地域の人たちとの人間的な信頼関係が必要

不可欠です。そして、地域の歴史の掘り起こしやお年寄りや親たちの生き様の聞き取り、フィールドワーク等に積極的に取り組むことが必要です。

(2) 子どもの生活課題と結びついた学習を組織する

部落の子どもたちや親たちが差別や抑圧を受けるような状況をつくり、それは時に生活破壊といった形で表出する貧困などの問題は、家庭や親の問題ではなく社会問題です。部落の子どもをはじめとして、全ての子どもたちが、差別を自分の抱える生活の現実やおかれた立場と結びつけてとらえ、差別への怒りや解放への願いと重ね、なかまとともに自らの課題を克服していくような学習の深まりが求められています。

(3) 部落問題学習では、自分の立ち位置を明らかにする

部落問題学習は、部落差別をはじめさまざまな差別をなくすための取り組みです。私たち教職員も、そして子どもたちも、気づかないうちに社会の中にある差別意識を空気のように吸い込んで生きてきています。部落問題学習を通じて、まずは私たち教職員自身の差別性を明らかにする必要があります。

私たちは、自分の親、家族、家のくらし・労働、そして、自分自身のことをどのように見てきたのでしょうか。そこにある差別に気づかないまま、自分の思いを封じ込めていたり、自分の差別意識を受け入れきれずに、何人もの人を傷つけてきたのではないのでしょうか。だからこそ、部落問題学習の中では自分の立ち位置を明らかにする必要があります。

差別の現実、「私」自身の中にひそんでいます。自分のくらしにある差別の現実に気づき、それに向

き合うことが部落問題を自分のこととしてとらえることにつながります。そして、差別の現実の中で封じ込められていた自分の思いに気づいたときに、自分や自分のくらしを豊かにとらえ直し始めることができます。それは、差別が切り離してしまっていた人と人とのつながりを回復することです。部落問題学習は、つながる関係をつくっていく学習です。部落問題学習に取り組むとき、「私」を主語として語ることの大切さがそこにあります。

また、教職員が自分のくらしを語ることは、子どもたちの学習への促しとなります。部落問題学習を通じて、子どもたちとともに、教職員も差別に向き合い、差別をなくす一員としての「私」を語っていきましょう。

(4) 子どもを励ます学習内容を組み立てる

部落問題学習は、差別を見抜き、差別を許さず、差別と闘い、たくましく生きていく力を獲得していくものとならなければなりません。そのためには、部落の子どもたちをはじめあらゆる被差別状況の子どもたちを中心にすえ、子どもたちを励ますものとして学習内容が組み立てられていくことが大切です。このような学習は、子どもたちに立場の自覚と人間としての誇りを培い、差別からの解放への立ち上がりを促していきます。

部落の子どもを中心にすえてきたのは、自分に責任のないことで厳しい状況に置かれた子どもたちから教育の課題を見だし、その中にある差別をいかに克服していくかを明らかにするためでした。そしてそれは、被差別状況の子どもへと広がりを持たせてきました。差別のなかで展望を見失い不安を募らせている子どもをなんとか元気づけたいと願い動き始めていくこと、それが、子どもたちが差し出

す教育課題に応えるということです。

以前、部落問題に取り組み取り組むほど、部落の子どもの顔がさがるということがありました。それは、差別の問題が、部落の側の問題として学習されていたからに他なりません。部落差別の厳しさを強調した学習は、部落の子どもの自尊心を奪うような学習になってはいなかったでしょうか。差別はあくまで「差別をする側」の問題です。差別をする

側の理不尽さや、そうせざるを得ない人としての弱さを浮き彫りにする必要があります。「差別をされる側」から「差別をする側」へ視点を180度変えることで、教材のとりえ方も学習内容も大きく変わります。子どもを励ます学習内容にしていくには、差別者としての「自分」を認め、反差別の立ち位置へと高めよう学習を積み重ねていくことが大切です。

えていき、安心して自分らしくいられる社会をつくることもわたしたちの課題です。

熊本県人教では「障害児教育」「多文化共生(外国にルーツを持つ子どもの教育)」「生と性の平等の教育」という3つの研究分野で「共に生き、共に育つ」教育の意義を実践の中から明らかにし、進めていくための具体的な提言や条件整備に努めています。

Ⅲ 共生の教育

1 共生の教育とは

1998年熊本県同和教育研究協議会は「共生の教育」を設け次の4項目が提起されました。

- 子ども観を見直し、子どもと対等な人格として向き合おう
- 性差別を見抜き、慣習や意識を変えていこう
- 「障害」児と「健常」児が共に学び合う教育を進めよう
- 渡日・在日の子どもたちが誇りが持てる多文化共生社会をめざそう

県同教ニュース 1998

熊本県同教では、私たちが当たり前と思っていた価値観が実は「差別」であり、排除を容認(推進)してきた、ということを知りました。「障害」児教育の実践で明らかにしてきました。その教育運動の中から「みんながちがっていてあたりまえ」「ちがっ

ているってすばらしい」という認識を育むこと、すなわち「ちがいを」「豊かさ」ととらえ、「自分らしさ(個性やアイデンティティ)」を豊かに表現できる教育内容の創造が「共生の教育」として提起されたのです。私たちに「価値観の転換」を促し、広い視野の中で子どもたちや社会を見直すことを求めたのです。だからこそ「共生の教育」には「障害」児者だけでなく、外国にルーツを持つ子どもたちや性的マイノリティーと呼ばれる子どもたちなど、多くの「私たちがすりこまれた価値観や常識の中で差別・排除してきた」子どもたちや人々が入るのです。このような「価値観の転換」はこれからは私たち自身に突きつけられた課題として見つめていかなくてはなりません。

「共生の教育」の先には「共生の社会」がなくてはなりません。「あなたはあなたのままでいい」「みんなちがってみんないい」と、そのままの自分で社会に出たら、そこには権利のアンバランスがまだまだあります。社会が冷たいままだったら、自分らしくいられなくなります。そのような冷たい社会を変えていき、安心して自分らしくいられる社会をつくることもわたしたちの課題です。

熊本県人教では「障害児教育」「多文化共生(外国にルーツを持つ子どもの教育)」「生と性の平等の教育」という3つの研究分野で「共に生き、共に育つ」教育の意義を実践の中から明らかにし、進めていくための具体的な提言や条件整備に努めています。

2 「共生の教育」をめぐる現状と課題

これまで「共生の教育」の分野では、部落解放運動や「同和」教育運動等に学んだ反差別の視点から、「障害」児・者をめぐる差別の問題を中心に教育課題を明らかにするとともに、その克服に向けた教育実践を創造してきました。外国にルーツを持つ子どもたちや性的マイノリティーの子どもたちに対する差別の問題についても動きを進めています。その他にも水俣病、ハンセン病回復者、在日韓国・朝鮮人の問題等、「差別」を明らかにし、その克服に向けた教育実践が必要な分野は多岐にわたっています。

近年「支援」をキーワードにした実践報告が増えてきていますが、それらの報告の多くでは、「差別をなくす」という課題や方向が明確にされておらず、論議が深まらずに終わってしまうということがしばしばあります。いま一度「差別をなくす」という課題を明確にする必要があります。そのためには、被差別状況におかれている当事者と直接的に出会い、くらしを知り、そこにある思いや願いを感じ取り、展望を見出す。すなわち熊本県同教(現県人教)が大切にしてきた「差別的現実」に深く学ぶことからの教育実践を再確認しなければなりません。